

令和 6 年度美濃加茂市内部統制評価報告書に係る審査意見書

美濃加茂市監査委員監査基準（令和 2 年美濃加茂市監査委員告示第 1 号）に準拠し、美濃加茂市内部統制推進実施要綱（令和 6 年美濃加茂市訓令甲第 2 6 号）第 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 2 日付発総第 1 1 6 号をもって審査に付された同条第 2 項に規定する報告書の審査を実施したので、次のとおり意見を付する。

令和 7 年 8 月 1 2 日

美濃加茂市監査委員 田中 昭則

美濃加茂市監査委員 田口 智子

1 審査の対象

「令和 6 年度美濃加茂市内部統制評価報告書」（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、市長が作成した評価報告書について、市長による評価手続が適切に実施されたか、内部統制の体制整備が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

3 審査の実施内容

評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、美濃加茂市監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 3 1 年 3 月総務省）の V 監査委員による内部統制評価報告書の審査の趣旨を踏まえ、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、その評価手続及び評価結果に係る記載は、相当であると認められた。

5 審査意見

（1）運用上の重大な不備

評価報告書の評価結果において、市長は、評価対象期間に 4 件の運用上の重大な不備を把握したとしている。

運用上の重大な不備とされた上記案件については、内部統制の効果が充分ではないと言わざるを得ない事態があったが、事案の発生要因を検証するとともに具体的な再発防止策が講じられており、リスクを軽減させるための新たな体制が整備されたと認められるため、同様の事案を繰り返し発生させることがないように引き続き取り組んでいただきたい。

(2) 内部統制制度の効果的な運用

内部統制制度が効果的に運用されるためには、リスクの識別及び自己評価が適切に行われることが重要であり、引き続き、発現率や影響度の高いリスクについて、適切な識別に努め、職員一人一人が自ら携わる業務に内在するリスクを常に意識して業務を遂行し、管理監督者は進捗管理の徹底を図っていただきたい。さらに、自己評価の精度向上に努め、発現した不備は漏らさず捕捉し是正措置を迅速に講じるなど、なお一層内部統制制度の機能強化及び効果的な運用に取り組んでいただきたい。

6 審査にあたって参考とした資料

(1) 美濃加茂市内部統制基本方針

(2) 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省：令和6年3月改定）